

## パート収入と税

パートで働く方に対する税

収入がパート収入のみの方は、年収が103万円までであれば所得税はかかりません。また、100万円までであれば住民税の所得割もかかりません。

### 配偶者控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻のパート収入が103万円までであれば、配偶者控除（所得税38万円・住民税33万円）が受けられます。

### 配偶者特別控除

妻のパート収入が141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。控除額は、所得税が最高38万円、住民税が最高33万円で、妻の所得によって調整されます。ただし、夫の合計所得が1000万円（給与収入で約1230万円）を超える年には受けることができません。

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして控除される部分（収入が103万円までの方が受けられる部分）は、平成16年分から廃止されます。平成15年分は、これまでと

同様の控除が受けられます。  
税務課 ☎23局3509



INSPECTION FOR PUBLIC

## 縦覧

### 豊橋渥美都市計画区域の整備 開発及び保全の方針

愛知県と田原市では、「豊橋渥美都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、計画案を縦覧します。

なお、この計画案について意見のある方は、11月25日（火）までに、県に意見書を提出することができま  
す。詳しくは直接お問い合わせくだ  
さい。

縦覧期間 11月11日（火）～25日  
（火）ノ土・日・祝日を除く執務時

間中 縦覧場所 愛知県建設部都  
市計画課および市役所都市計画課  
愛知県建設部都市計画課  
☎（052）961局2111

市役所都市計画課 ☎23局3523

### 建築物の形態規制に関する 制限案

愛知県と田原市では、「建築基準法に基づき用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限」について、計画案を縦覧します。

なお、この計画案について意見のある方は、11月25日（火）までに、県に意見書を提出することができま  
す。詳しくは直接お問い合わせくだ  
さい。

縦覧期間 11月11日（火）～25日  
（火）ノ土・日・祝日を除く執務時  
間中 縦覧場所 愛知県建設部建  
築指導課および市役所都市計画課  
愛知県建設部建築指導課  
☎（052）961局2111

市役所都市計画課 ☎23局3523

## 寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。  
「ご厚意に感謝します。」

8月25日、白谷ヨットクラブ（会  
長・袴田肇さん）より地域福祉のた  
めに金5000円。

9月11日、池田志げ子さんより社  
会福祉のために金1万2000円と  
肩掛けバッグ8枚、ポーチ45枚、手  
提げ袋111枚、巾着袋82枚。

9月16日、三河ミクロン株式会社  
（代表取締役・彦坂直政さん）より  
小中学校・保育園の緑化推進のため  
に草花用培土25立方メートルと25リ  
ットル入り袋300袋。

10月4日、田原東部小学校100  
周年記念事業実行委員会（会長・高  
橋昭好さん）より田原東部小学校環  
境整備のために男女児童等身大プ  
ンズ像1体。

